

議案第6号

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月6日提出

埼玉西部消防組合管理者 藤 本 正 人

提 案 理 由

人事院規則の一部改正に伴い、育児参加休暇の取得可能期間を延長するほか、地方公務員の定年引上げにより定年前再任用短時間勤務の職が創設されることから、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

第1条 埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第14号中「から産後8週間」を「の日から当該出産の日以後1年」に改める。

第2条 埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第2項」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「16時間を下らず、32時間を超えない」を「15時間30分を下らず、31時間までの」に改め、同条第4項中「32時間を超えない」を「31時間までの」に改める。

第3条第1項及び第2項、第4条第2項、第13条第1項第1号、第15条第2項第21号並びに第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第2項若

しくは第4項の規定により採用された職員をいう。)で令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第2条の規定による改正後の埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。